

## フィリピン側の手続に関するQ & A

Q 1 : 現地の送出国機関を介さずに、フィリピン国籍の方と雇用契約を締結することはできないのでしょうか。

A 1 : フィリピン当局によれば、フィリピンにおいては、特定技能外国人の送出しに当たり、送出国機関を介することが必要とされているとのことです。

Q 2 : 駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所（P O L O）の審査を受けるに当たり、手数料はかかるのでしょうか。

A 2 : フィリピン当局によれば、P O L Oでの審査には、手数料はかからないとのことです。

一方、本国の海外雇用庁（P O E A）による海外雇用許可証（O E C）の発行には、手数料が必要とのことです。

Q 3 : 東京から遠く離れた地方に住んでいるのですが、P O L Oの面接を受けるためには、東京に行かなければならないのでしょうか。

A 3 : フィリピン当局によれば、受入機関の方は、日本国内の居住地の如何を問わず、東京にあるP O L Oで面接を受ける必要があるとのことです。

Q 4 : 日本の職業紹介事業者は、フィリピン側の手続に関与できないのでしょうか。

A 4 : フィリピン当局によれば、現在のところ、日本の職業紹介事業者がフィリピン側の手続に関与することは認められていないとのことです。P O L Oのホームページによれば、職業紹介事業者については、P O E Aから別途通達が発出される予定となっています。

Q 5 : 特定技能外国人として雇用する予定の方がO E Cの取得を忘れた場合、どうなるのでしょうか。

A 5 : フィリピン当局によれば、O E Cは、フィリピン国籍の方が特定技能外国人としてフィリピンを出国する際の必要書類とされているとのことです。O E Cを取得しなかった場合、フィリピンを出国することは認められていないとのことです。

Q 6 : 特定技能外国人であるフィリピン国籍の方が一時帰国した場合、日本に戻る際に再びO E Cを取得する必要があるのですか。

A 6 : フィリピン当局によれば、O E Cは、有効期限が発行から6 0日間とされており、海外就労者がフィリピンを出国する都度、取得する必要があるとのことです。雇用先が一時帰国前と帰国後で同じ場合であっても、O E Cの取得が必要とのことです。